

## 第7回広陵町自治基本条例推進会議 議事録要旨

■ **開催日時** 令和6年2月3日（土） 午後1時30分から午後3時55分まで

■ **開催場所** さわやかホール4階 大会議室

### ■ **出席者**

#### <委員> 12人（欠席3人）

中川幾郎委員、清水裕子委員、吉野武利委員、藤田和郎委員、木村通宏委員、堀田未輝委員、丸谷綾子委員、森田隆夫委員、新谷眞貴子委員、田中俊明委員、野条亜美委員、吉田勝彦委員

#### <オブザーバー> 3人

山村美咲子議長、八尾春雄議員、吉村裕之議員

#### <町・事務局> 5人

山村町長、栗山地域振興部長、協働のまちづくり推進課 吉田次長、植村係長、山浦主事補

#### <運営支援> 3人 NPO政策研究所理事長 直田氏、田中氏、谷内氏

#### <傍聴者> なし

### ■ **次第**

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付（代表受領）
- 3 町長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 委員の自己紹介
- 6 議事
  - ・部会での議論及び令和6年度の方向性について
  - ・部会設置案について
- 7 その他（次回のスケジュール等）
- 8 閉会

## ■ 配布資料

- ・資料1 令和4年度参画と協働施策実施状況報告書一覧
- ・資料2 広陵町における審議会等の公募状況について
- ・資料3 ～新しい地域コミュニティ～まちづくり協議会設立から支援までのハンドブック  
(区・自治会にも活用できます) (たたき台)
- ・資料4 ～町民との参画と協働～条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック  
(たたき台)
- ・資料5 K. S. H. (広陵町を知ってほしい) イベントの今後について
- ・資料6 広陵町自治基本条例推進会議委員名簿(240203現在)
- ・資料7 広陵町自治基本条例推進会議 今後のスケジュール案
- ・議案1 自治基本条例推進会議 部会設置案について
- ・参考資料1 自治基本条例逐条解説書(令和3年6月施行)
- ・参考資料2 自治基本条例推進会議設置規則
- ・参考資料3 自治基本条例推進会議部会 議事録要約

## ■ 議事内容

### 1 開会

### 2 委嘱状の交付(代表受領)

(委員)

委嘱日に関して前回の任期が切れてから今日まで何も動きがなかったが、委嘱日を遡って令和5年11月30日になっているのはなぜなのか。会議の開催日になぜしないのか。

(事務局)

前委員の任期が11月29日であり、その前に公募や団体から推薦いただき、決裁は任期中交代としており、会議開催に合わせての委嘱状交付となった。公募委員の方にも事前に通知できておらず申し訳ない。任期を継続させて委員の皆さんに相談することとしていた。

(町長)

委員任期の空白期間を作らないためである。わざわざ遡る必要がないということも理解できるが、こちらの考え方もご理解を。ほかの委員もこのような形でしているが、以後このようなことも気をつけていく。

(委員)

公募で内定はもらっているがいつから来てほしいとは記載がなかった。

(町長)

説明不足で申し訳ない。他でもわざわざ遡る必要あるのかという声も聞いているので今後検討していく。

### 3 町長あいさつ

第7回広陵町自治基本条例推進会議に出席いただき感謝申し上げます。コロナやインフルエンザも流行っているが、1月1日に石川県で大きな地震が発生した。未だ水道が断水していると聞いている。北葛城郡4町でも石川県に物資を送り、広陵町としても救援物資を送った。現在、町から2名の職員を石川県穴水町に派遣している。義援金についても非常に多くご協力いただいている。引き続きご協力願いたい。

自治基本条例推進会議は条例制定後、条例の理念をしっかりと住民に啓発するために立ち上げたもの。自治基本条例を制定しようとなったきっかけは、私が町長になる前からゴミ処理について苦労が多いことがあり、町民の皆さんの協力がないとゴミ処理がスムーズに進まないということがあつた。自治基本条例を制定することで、行政を身近に感じてもらい皆で広陵町のまちづくりを進めていきたい。ゴミそのものを効率よく集め、環境に負担を与えないように分別をしっかりとし、広陵町の行政だけでなく皆さんにゴミ処理のシステムを理解してもらい、ゴミの分別に協力いただく。ゴミを減らすためにどのような生活をすればいいのかを皆で話し合い、広陵町のまちづくりを前に進めていきたい。「みなさんと共に「いい町」づくり」をしていくことが基本で自治基本条例を制定している。

町民と行政、議会一緒になって広陵町のまちづくりを進めていければと思う。この会議は第7回目です。いろいろな提案・課題をいただいているので、いい町にしていけるよう町民、行政、議会が一緒になって取り組んでいきたい。

先日、畿央大学で地域問題についての学生が馬見北5丁目を研究し、成果発表を聞きにいった。馬見北5丁目は80%を超える方が広陵町に住み続けたいとアンケートに答えており、広陵町全体の結果よりポイントが高かった。この数字が広陵町全体で100%に近づけるように進めていきたいので皆さんにご協力をお願いします。

### 4 会長・副会長選出

「事務局一任」の声があり、事務局から中川幾郎氏を推薦したところ、委員全体に了承いただいた。また、会長から清水裕子氏の指名があり、委員全体に了承いただいた。

### 5 委員の自己紹介

(省略)

## 6 議事

### ・部会での議論及び令和6年度の方向性について

(事務局説明) ※資料1から順番に事務局から説明

【質疑応答】

(委員)

資料1の協働相手の評価に関して、誰がどのようにするのか今後考えていかなければならない。誰がするのかポイントだと思う。

また、資料2の令和4年度参画と協働施策実施状況報告書一覧『公募委員がない、または公募を実施しない場合その理由』に条例に公募委員を規定していないためとあるが、条例・公募に規定しないものも検討してくれるという話であったと思うが、今後この内容も話し合っていけないといけない。

(事務局)

資料1、2は前委員のうち計画推進部会で議論していただいたものである。協働する相手の評価については、来年度以降、相手側の方から評価いただくためにそれぞれ担当課から示してもらう。資料2については、部会の際に意見として「理由を変えた方がいい」とご指摘があるので来年度から適切な調査をしていこうと思っている。

(委員)

資料2について、条例に公募委員を規定していないためということが本当にいいのかということで検討すると去年10月頃に話し合いをした。現在2月であり、推進会議委員の任期が継続しているのであればもう少し検討して進んでいてもいいのではないかなと思う。紙にまとめるのではなく、それぞれの部署に働きかけを何かできたのではないかな。

(事務局)

資料2の表現について部会でご指摘をいただいた。まずは新しい任期の委員の方々にお伝えし、令和6年度にむけてブラッシュアップしていきたいと思っている。昨年の部会からとりまとめてからの今回の推進会議となっているため、直接各担当課に部会でいただいたご意見をおろせていないのが現状である。今は部会で出た意見を整理しているところである。

(委員)

そうであるならば委員会は継続していない。先ほど町長、次長からこの委員会は継続しているという話があったが、一方では止まっている。

(会長)

この話は、参考資料3にある計画推進部会が令和5年9月27日・10月12日、条例周知部会が

令和5年9月29日・10月11日に開催したものである。そこから確かに期間は空いているがこの部会のつながりの話である。

資料1は、広陵町の自治基本条例の基本行動原則が町民と行政の参画と協働でこの町のまちづくりを進めていくとなっているので、町民参画がどれだけできているのか、町民と協働事業がどのくらいできているのか示すためである。この評価資料は先進地である奈良市、西宮市のものを参考にしている。

(副会長)

資料2について、審議会の総数はいくつなのか、公募委員がいる会議はいくつあるのか。

(事務局)

審議会総数は44であり、そのうち委嘱しているのは42、委嘱していないのは2あるが4月1日以前の委嘱がなかったものであり、現在は公募で2名就任している。

(会長)

自治法上にもとづく審議会とそれ以外の審議会もあるが、地位の差はない。

(会長)

資料3、4は各部会での作業でくみ上げたものであり、前から関わっている委員さんに関してはここまで来たと了解いただけるが、新しく関わっている委員さんについては非常に初見でよくわからないと意見があると思うので、質問をお願いしたい。

(委員)

資料3、資料4については作るという話は聞いておらず、資料事前配布の時に初めて知った。公募委員の話やパブリックコメントの各課の方針がバラバラであり統一していない。ある課ではパブリックコメントの期間は10日であったが、事務局からは2週間～4週間と説明しており、町で合意形成されているのか。資料4についてはこれは誰のためのものなのか、行政内部の話なのか、オープンなもので町民全員に公開するものなのか、パブリックコメントは実施条例にしているところも、実施要綱などあたりと各課対応でなく、ハンドブックという中途半端なものでなくしっかり決めているところがある。

(事務局)

ハンドブックは、現在たたき台で全体に公開していない。これから推進会議で議論していただいて確定していきたい。このハンドブックが完成しても、第何版とあるように毎年意見を取り入れ、ブラッシュアップしていきたい。いったん第一版ができれば町ホームページに公開する予定。

パブリックコメントにおいて各課対応が違う意見については、パブリックコメントの期間が大事

ではなく、パブリックコメントをもらえるように住民さんに周知していくこと、パブリックコメントを住民さんにももらえるような形でお伝えするよう職員に伝えていきたいと思っている。

他自治体では、森田委員がおっしゃるとおり条例や規則に定めているところもある。昨年、当課でまちづくり推進計画と男女共同参画行動計画の際にパブリックコメントの期間をしっかりと3週間設けたがパブリックコメントは0件であった。

(委員)

資料3のまちづくり協議会設立のハンドブックについてはいいものだと思うので、各区・自治会に対してコミュニティカルテのヒアリングの際に一緒に使うのもいいのではないかな。

(会長)

コミュニティカルテを完成させるとなると非常に地域の調査をきっちりしなければならないので、すぐにとは難しいと思うが、このやり方は正しいと思う。

(副会長)

資料3について。コミュニティカルテによって課題を掘り下げること、今後校区全体で情報共有することができたら、ゆくゆくはまちづくり協議会を立ち上げていけばいいのではないかな。

(事務局)

そのように進めていけるよう地域とともに相談して進めていく。

## ・部会設置案について

(事務局説明) 議案1に基づき説明。

【質疑応答】

(会長)

議案1について。事務局原案どおり進めてもいいか。今までの委員は2つの部会に分けていたが、もう1つ地域に関する部会を増やすということである。小学校区単位以下にまち協を増やしていくとなると、今後検討をしていかないといけないので新たにこの部会を作り、既存の部会に加え手をあげていただいた委員に入ってもらおうということである。

(委員)

昨年までは計画推進、条例周知の部会があったが、3つ目の新たな部会については初めて聞き、私たち委員にすぐに相談すべきものなのか疑問に思う。区長・自治会長会のご意向もあるので、町が唐突に決めるのか、私たちが参画するものなのか疑問である。

(事務局)

設置が承認されたらということで、資料7にあるように地域支援制度検討部会についてはまだ区

長・自治会長会ではお伝えしていない。部会を立ち上げるとなっても、区長・自治会長会で反対されたら白紙になることもある。ただ、ここの議論も進めていかないといけないので提案させてもらった。

(委員)

行政としてはしていきたいと思っているのか。

(事務局)

事務局の方はそう思っているのか、今回提案した。

(委員)

ならば区長・自治会長会でなぜ言わなかったのか。

(事務局)

まず、ここで議案として承認していただいてから区長・自治会長会でお伝えする予定である。

(委員)

行政内部でそのような考えを持っていたなら、1月24日にあった区長・自治会長会でも言うべきではなかったのか。

(事務局)

どちらが先かという認識の違いだと思う。私たちは、この委員会で諮らせていただいて部会設置してからだと思っていたが、区・自治会のあり方なのでそちらが先なのではということであれば、4月の区長・自治会長会で提案させていただいてから、推進会議で諮らせてもらいたいと思う。

(委員)

実際この話を聞くと区・自治会に関する事なので、区長・自治会長会での報告が先だと思う。

(委員)

行政内部でちゃんと合意形成できているのか。

(会長)

段取りとしてどちらを先にするのかという指摘であり、内部的に先に検討して研究することが大事である。区長・自治会長会です承されると思うが、そこで積極的な提案が出てきたり、反対意見が出てきた際の備えがない。この場で話し合いをして皆さんの意見を固めていきたい考えはわかる。ゼロベースで話を持っていくのは難しいのでその点ご容赦いただきたい。

(オブザーバー)

議会でも決算予算の審議をするので、この自治会・大字の補助金の取り扱いがどうなるのかは関心事である。一時、区長・自治会長の報償費は会長の個人所得にあたる取り扱いになったり、変わったりとぶれたりしている。大字の会計に全額処理され使われているところそうでないところもある。

地域ごとに役員報酬を定めているところもある。区・自治会は自主的な会なのでそれぞれの会で相談してそういう形になってきている。一本化するようなことをすると問題が起きるのではないかとも思う。議会でも大変注目で議論しているところである。

(会長)

議論を収束して、次の議論に移るため、自治基本条例に関する共通認識をしていく。参画・協働など基本原則に基づく資料や各部会の成果を出してもらった。

また、おおよそ自治基本条例ができた背景についても町長からゴミ処理の話をしてもらったとおり、ゴミにおいても住民自治、団体自治がある。

団体自治でわかりやすい例は市の消防である。住民自治における消防は消防分団である。分団がしっかりしている自治体は、消防における装備や人員体制が相対的に専門的に強力に編成できる。一方で消防分団が消滅していくと、かつての奈良市のように緊急時の体制がおかしくなる。

消防分団が消滅していくと、市の消防に負荷がかかる。ごみの問題も同様である。ゴミの分別収集に協力しない住民が圧倒的に多いと、ダイオキシンを発生させないためには800度近い高温燃焼する必要があり、ゴミ焼却炉の耐用年数が3分の2から半分に落ちる。住民が協力しないとコストがかかりゴミ処理も行き詰まる。このような話を皆さん理解した上で自治基本条例ができたと思う。

ここでいうまちづくりは広陵町全体のまちづくりであり、小学校区以下の細やかなまちづくり、「自治づくり」ともいえる。

参考として、生駒市で条例の見直し検討部会をやっており、条例の本文を見直しする必要はほとんどないとなったが、逐条解説書はだいぶとずれていることがわかり、解説書の書き直しを提言する必要があるとなった。また運用がきっちりされておらず自治基本条例に書いている原則が守られていない部局がある。条例通りに新しく新規条例が立案されているかチェックしているか聞いた際にそんなシステムがないと回答があったり、細かいところは条例で定めますと書いてあるにも関わらず、まだ成立していない条例・規則があった。

参画と協働が町の行動原則といっているにもかかわらず、「参画に関しては例外の部局がない」という原則が理解されていない。人事政策も市民参加は関係ないという認識であったが、奈良市は抽象的な勤務評定でなく多角的人事評価を導入している。併せて、職員育成基本方針を作ることになったが、それについても行政だけでなく市民参加でやらないといけないと伝えた。続いて審議会等について、団体からの充て職では、ほとんど公募市民や女性市民は参加できないのでそれは納得できないと通告した。

公募枠は条例に規定しないとあるが、後法は前法に優越する原則からいくと自治基本条例が後からできている条例なので、先の条例を優越するので公募委員をいれる原則は優越する。条例なので



表に出にくいですが、法律ではこういうことはいえないので、このことは早急に改める必要がある。

草津市の場合は公募枠最低10%など定めている。女性についての比率も40%に近づけるよう努力規定がある。基本的には地方自治は団体自治だけでなく、地域を守っている区・自治会もまちを支えており、NPOの方々も課題別の住民自治を担っており、双方が補い合っただけでなく地方自治がなりなっていると認識してもらえば皆さんのところに落とし込みやすいのではと思う。

(委員)

昨年の計画推進部会の時に中川会長が全住民の1%がこの町を大好きになるとともに、まちづくりの仕組みを理解していれば、本当に町が動くとおっしゃっていてもものすごく感銘を受けた。資料3の1ページ目の上段に、これまでの枠組みにとらわれずに地域みんながお互い助け合い、力を合わせて地域課題を解決すると書いてあるのを読んだ時に今年度私が行った協働の実践としていいなと思った事業を2つ紹介させていただく。

1点目は旧西幼稚園の園庭開放について。この話の発端はある保護者が、子どもが西幼稚園に通っていたが閉園に伴い、運動場がないこども園に移ったことで、子どもが体を動かすのに安全な場所を提供してあげたいという思いからである。放課後、毎日公園に連れて行ったが、周りは大きい子どもたちがボール遊びなどで遊んでいて小さい子どもにとっては危なかったため、旧西幼稚園の園庭で遊ばせてあげたく思い、6月に町長へ手紙を書いた。町長から担当課へ伝えてもらい、町職員とお母さんたちで、町ができること、お母さんたちができることを話し合った。

町は遊具の安全性の点検、町のホームページやLINEで情報発信をする。お母さんたちは、園庭を使うためにボランティア団体を立ち上げて、役場からゴミ袋をもらったり、チラシ作成・配布をして皆さんに声かけした。最初の草刈りは非常に生い茂っていたが、12月にもかかわらずたくさんの乳幼児のお母さん、お父さん、子供たち、民生委員の方が来てくれた。その後も草刈りは継続的にしていて、作業と遊びのコミュニティができて本当によかったと話していた。この取り組みは私自身話し合いの段階から伴走していて、非常にいい協働の形だなと感じた。校区別のまち協と比較すると小さな実践だが、協働というプロセスを知ったこと、大変やけどやってよかったという満足感が地域住民に広がっていくと町のためなんかしようと思う人が増えていくと思う。

2点目はワークショップ家事育児アイデア交換について。子育て支援の施策は毎日全国的に注目されている。手厚い支援の施策はとても重要である。子どもたちが健やかに育つために孤立した子育てや、日々続く子育てのしんどさを払拭する手立てを解決する場がそれぞれの地域で必要だと思っている。そこで協働のまちづくり推進課の職員と私たちの団体で、企画、準備、当日運営を協働して取り組んできて、2年間で4回実施した。詳細内容はチラシに書いている。参加者からは多くの方が話せて共感できて、情報共有できてよかった。また継続して参加している方もいる。来年度も協働

で開催予定している。

最後に子育てをしていない多世代の方にも来ていただく団士郎家族漫画展・講演会の紹介である。地域の方と一緒に子育て・家族応援する場を作りたい、たくさんの人に子どもたちを育ててもらうということで後援は教育委員会で図書館にも協力してもらっている。毎年2,000人くらいが来場してくれるが、今年も開催するのでぜひ来てほしい。地域で皆さんにも参加いただき地域で子育てを応援するにはどうしたらいいのかの思いやご意見いただければと思う。

(会長)

これも住民による協働事業である。

## 7 その他（次回のスケジュール等）

(事務局)

部会の設置について、計画推進部会、条例周知部会につきましては承認いただけると思うが、4月5月に2回それぞれ部会を開催予定している。地域支援制度検討部会については4月の区長・自治会長会総会で承認後、こちらでお示しする。それを含めて6月7月中に第8回推進会議を開催予定。そこで部会の必要性があれば引き続き開催する。それを踏まえて令和7年1月に第9回を予定。令和7（2025）年度については自治基本条例の見直しの年度になるので、推進会議の皆さんが自治基本条例の議論を重ね、委員中心に見直しをしていきたいと考えている。

(会長)

もう一度議決の確認をする。議案1の部会設置案については原案了承でよろしいか。

(委員)

地域支援制度検討部会については区長・自治会長会総会後に検討ではないのか。

(会長)

区長・自治会長会総会後に検討とは言っていない。総会の前に事前にこちらで相談して準備をする前段階の検討するのではないのか。

(事務局)

区長・自治会長会で説明し、承認いただける場合、地域支援制度検討部会を立ち上げる。区長・自治会長会で諮った後、立ち上げていきたい。今回は指摘もあったので計画推進部会と、条例推進部会の2つの承認をいただければと思う。

(会長)

この2つについては問題なく了承。地域支援制度検討部会については、了承得てからやるのもいいし、前もって研究を進めてもらえれば。仮に了承得た場合にどうやって進めていくのか聞かれ

た際に何の準備もなければダメだ。

それでは発言のない委員から発言をいただきたい。

(委員)

広陵町の職員は頭が柔らかく、非常にフレンドリーに接していただき感心している。(公園や散歩のことで) 声が大きい人が来て苦慮されているのもわかる。

犬の力は非常にすごいものがある。小学校に盲導犬を連れていったが、ものすごく人気であった。犬を介したセラピードックという考え方があり、子どもが本を犬に一生懸命読み聞かせたり、手術前に一緒にベッドにいてあげたりすることで子どもが自信をつける。こういったことがいろいろできるので、ふれあいをもっとさせてもらえたらと思う。

(委員)

難しい会議だった。職員が広陵町のことを真剣に考えている姿を見ていて、私自身もっと町のことを考える気持ちでなければいけないと思う。まずはやってみる会(K. S. H. イベント)には女性消防団という立場で出席した。まずは子どものためになる、自分たちは何ができるのか伝えることが大事だと思う。

今までPTAの立場で子どもたちのことはよく見てきたつもりだが、少子高齢化の中で、高齢者のことも勉強したいため、現在介護職についている。お年を召した方の私生活や考え方を身近に感じる事ができたら自分の町でなにかできるのではないかと考えながら生活している。この会議で何ができるのかわからないが、町の人にどう周知するかが大事だと思っている。

(委員)

自分が無学で難しいことばかりであった。ここに参加したのは、広陵町の子どもをもつ父代表として聞いていたが、話の行き先として町が何をしたいのか見えてこなかった。

なによりも町民との連携が大事であり、町民にいかにこの内容を理解してもらえるかが大事であり、この会議で話していることを全員が理解できるかは疑問である。もっとこの内容を町民に落とし込むためにどうするか考えていかないとこの会議の意味がない。この委員の中で自分にできることは多くないと思うが、広陵町に住んでいる以上、子どもたちが広陵町に住んでよかったと思えるようなまちづくりが自分個人でできればと思う。

(委員)

会議は堅い雰囲気、難しい話も多かった。PTA会長をしているが、ほかの地域の方、PTAの一般会員の方はもっと理解できていないのかと痛感して、私たちももっと勉強しないといけないし、それをほかの人に伝えていかないといけないと思った。今回、勉強不足だと痛感したので、この会議に先駆けてもっと勉強し、いろんな方の意見を聞いていきたいと思う。

(委員)

社会福祉協議会で働いているが、初めて自治基本条例を知るくらい。周りで一般的な生活している人はもっと知らないだろう。周りの方にどうやって周知していくのか、会議の内容をどうやって皆に周知していくのかが課題に感じた。仕事柄ボランティアと関わることが多いので、そういった方に周知して広がっていくようにこの活動を伝えていきたいと思う。

(委員)

20数年前に広陵町へ引っ越してきた。今住んでいる馬見南5丁目は自治会活動が熱心である。自治会のまちづくり委員として藤田委員と参加している。老人は高齢化して、いろんな持病があり認知症にもなる。しかし、今後まちづくりを進めていきたい。

(委員)

馬見南4丁目自治会長として4、5年やっているが、真美一まちづくり協議会も2年目で副会長をやっている。それまでは3年間協議会でなく連絡会だった。自治基本条例ができて協議会になった。活動は防災・防犯・環境部会、健康福祉部会、青少年育成部会に分かれている。今年は西谷公園で秋祭りも行った。1,000人以上来てもらって、ふれあいができた。何しろお金がないので運営はきついがやりがいはある。

まだまちづくり協議会の全体的な周知ができていないので、これが5つの校区でできればいいのかなと思う。

(副会長)

これまで条例を作るにあたって、条例に関わっていない方を含めて作ってきたが相当苦勞してこられた。今回新たなメンバーも入ってきたが、ある程度わかっていること前提で進めていくと、わからないことが残り、十分な周知につながらない。資料5にあったK. S. H. イベントが主になって、周知ができていなかったと反省点があったが、周知する側の人自治基本条例を十分に理解できていなかったことが関係していると思う。

わからないという意識がある田中委員には条例周知部会に参加いただいて、どういう風にすれば皆が理解できるか一緒に考えていただくと強い力になる。来年度やらないといけない協働する相手の評価について各部署から協働相手に説明しないとイケないが、ある市では行政側に上から評価されていると感じてしまい、協働相手からハレーションが起きた。協働相手にお話しする際は、早い段階から職員にも本当の意味を理解してもらう必要がある。また条例周知部会が作成する資料も有効に働くこともある。

(会長)

会議のメンバーが半数変わると、共通認識を再度持たないとずれたまま議論が進んでしまう。く

どい話かもしれないがもう一度住民自治、団体自治があって地方自治ができている話をする。

議会及び首長率いる行政部局が団体自治、地域の自治会・区が「横の住民自治」である。もう一つは個人個人の市民が志を結集しているNPOや単独ボランティアも住民自治であり「縦の住民自治」という。自治法上住民自治と定義されているのは、制度的な住民自治があり、首長や議会議員など特別職をリコールできる権利がある。議会の解散請求権、条例の制定、改正、廃止の請求権、請願陳情できる、これを「斜めの住民自治」という。

それぞれが相まって地方自治が成り立っている原則を、自治基本条例でもう一度示す必要があった。さらに強めるためこの町独自の強めていく行動原則が参画と協働、情報共有であった。それに基づく方針や計画を作って進めていく話であった。制度的に頑張ってきている住民自治はPTA、社会福祉協議会、防犯協議会、民生委員などたくさん組織あるが、高齢化と人口減少で綻んでいる。私の住んでいる豊中市は、自治会加入率が43%。広陵町はまだ加入率は悪くない（約89%）が、今後どうしていきべきかをまちづくり協議会などの制度が自治基本条例に基づいて応援していく。

両方の住民自治は相まって強い自治体ができること原則を住民、行政が理解しなければならない。双方ともに取り組みを見直すことが、条例を作った経緯である。

## 8 閉会

(以 上)